

平成27年に取り扱った 事件の内容

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事 件 記 録	20
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	47
1	概 況	47
2	不当労働行為事件取扱一覧表	55
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	57
第2	労働組合の資格審査	59
1	概 況	59
2	労働組合資格審査取扱一覧表	60

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8

第1 活 動 概 要

平成 27 年の当委員会は、第 43 期委員及び第 44 期委員により運営され、総会を 25 回、公益委員会議を 26 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりである。

平成 27 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労働争議		不当労働 行為の審査	労働組合の 資格審査
	調 整	実情調査		
取扱件数	11 (8)	79 (76)	19 (9)	34 (24)
終結件数	9 (6)	74 (71)	9 (3)	24 (18)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

平成 27 年は、第 43 期委員及び第 44 期委員により運営された。

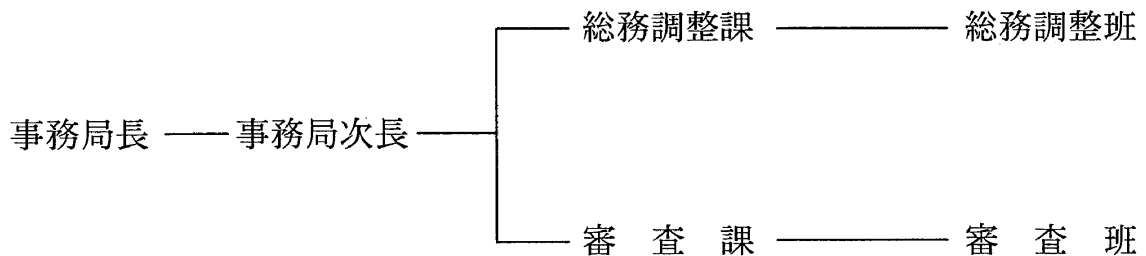
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 27 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 27 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 27 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 14 人である。

【組 織 図】



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第1及び第3木曜日を定例会としている。

なお、平成27年は、第1472回から第1496回までの25回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成27年は、第1471回から第1496回までの26回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える14都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成27年は、審査手続の迅速・的確化への取組や、調整手続の充実・強化への取組など、労働委員会の活性化に向けて活発な意見の交換が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第44期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成 27 年 9 月 8 日任命 50 音順
(平成 27 年 12 月 31 日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19. 8. 2 40 期～44 期
	小 南 秀 夫	元公益財団法人兵庫県住宅再建共済 基金業務執行理事	平成 25. 8. 27 43 期～44 期
	関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 23. 8. 18 42 期～44 期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成 9. 7. 2 35 期～44 期
	塚 本 隆 文	元兵庫県代表監査委員	平成 27. 9. 8 44 期
	○正 木 靖 子	弁護士	平成 13. 7. 9 37 期～44 期
	米 田 耕 士	弁護士	平成 19. 8. 2 40 期～44 期
労働者委員	奥 村 比左人	三菱重工労働組合神戸造船支部執行 委員長	平成 27. 9. 8 44 期
	切 山 義 行	J A M 東洋機械金属労働組合執行委 員長	平成 24. 9. 10 42 期～44 期
	熊 野 隆 夫	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成 25. 8. 27 43 期～44 期
	曾 我 一 樹	UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成 27. 2. 5 43 期～44 期
	那 須 健	関西電力労働組合姫路地区本部執行 委員長	平成 23. 8. 18 42 期～44 期
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部 副執行委員長	平成 25. 8. 27 43 期～44 期
	福 永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 事務局長	平成 23. 8. 18 42 期～44 期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	草 薙 信 久	兵庫県経営者協会専務理事	平成 23. 8. 18 42期～44期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機株式会社相談役	平成 19. 8. 2 40期～44期
	松 下 秀 明	グローリー株式会社専務執行役員	平成 23. 8. 18 42期～44期
	村 元 四 郎	株式会社村元工作所特別顧問	平成 21. 8. 3 41期～44期
	吉 田 達 樹	株式会社神戸製鋼所顧問	平成 25. 8. 27 43期～44期
	和 田 要	株式会社六甲商会顧問	平成 15. 7. 22 38期～44期
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社代表取締役社長	平成 25. 8. 27 43期～44期

2 あっせん員候補者名簿

(平成27年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
小南秀夫	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金業務執行理事	平成25年8月27日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤功治	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成9年7月2日
塚本隆文	兵庫県労働委員会公益委員 元兵庫県代表監査委員	平成27年9月8日
正木靖子	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 弁護士	平成13年7月9日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27年9月8日
切山義行	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM東洋機械金属労働組合執行委員長	平成24年9月20日
熊野隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曾我一樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福永明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
草薙信久	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成23年8月18日
佐野喜之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社相談役	平成19年8月2日
松下秀明	兵庫県労働委員会使用者委員 グローリー株式会社専務執行役員	平成23年8月18日

氏 名	現 職	委嘱年月日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成25年8月27日
和 田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会顧問	平成15年7月22日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
神 田 榮 治	前兵庫県労働委員会公益委員	平成23年8月18日
佐 藤 昌 一	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成25年8月27日
辻 芳 治	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成19年8月2日
丸 山 善 幸	兵庫県労働委員会事務局長	平成27年4月9日
黒 川 朗	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成27年4月9日
井 上 勝 文	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成26年4月3日

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	20

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成27年に取り扱った調整事件は11件であり、全てあっせんであった。そのうち、前年からの繰越しは3件、新規申請は8件であった。

終結件数は9件で、新規申請のうち2件が平成28年に繰越しとなった(第1表参照)。

(2) 取扱事件

平成27年の取扱事件11件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、「団交促進」が10件、「賃金等」及び「経営又は人事」が各5件、それ以外が7件であった(第2表参照)。

イ 申請者別では、全て労働組合からのものであった(第3表参照)。

ウ 地区別では、神戸地区が5件、阪神南地区が2件、阪神北地区、北播磨地区、中播磨地区及び但馬地区が各1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、「貨物運送業」及び「教育、学習支援業」が各3件、「製造業」及び「その他」が各2件、「サービス業」が1件となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、「49人以下」、「50～99人」及び「200～299人」が各3件、「100～199人」及び「1,000人以上」が各1件となっている(第7表参照)。

(3) 終結状況

平成27年に終結した9件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分は、全て解決であり、解決率は100.0%となっている(第8表参照)。

イ 終結までに要した日数を見ると、「20～29日」が8件、「30～49日」が1件となっており、平均所要日数は、24.7日となっている(第9表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越し	3	3	0
新規申請	8	6	2
計	11	9	2

第2表 調整事項別件数

事項		件数
(a) 組合の承認・活動		—
(b) 協約の締結・改定		1
(c) 協約の効力・解釈		—
賃金等	(d) 賃金増額	—
	(e) 一時金	1
	(f) 諸手当	1
	(g) 退職金	—
	(h) その他	3
	小計	5
賃金以外の労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	1
	(k) その他	2
	小計	3
経営又は人事	(l) 事業休廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	—
	(o) 解雇	3
	(p) その他	2
	小計	5
(q) 福利厚生	1	
(r) 団交促進	10	
(s) その他	2	
計		27

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	11	—	—	11

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	3	—	1	—	1	—	1	1	1	1	—	—	2	11

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	5	2	1	—	1	1	—	1	—	—	11

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸・郵便				卸売・小売	教育・学習支援	医療・福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	2	—	3	—	—	—	3	—	1	—	2	11

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	3	3	1	3	—	—	1	11

第8表

終結区分別件数

終結区分	解決	取下げ	打切り	計	翌年への 繰越件数
件数	9	—	—	9	2

第9表

調整所要日数別終結件数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	—	—	—	—	8	1	—	9	24.7

2 調整事件取扱一覧表

事件番号	業種	申請日 (指名日)	申請者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照頁
平 26 (調) 21	その他のサービス業	26. 12. 1 (26. 12. 22)	労	誠実な団体交渉の開催（年末一時金の支給率改善）	27. 1. 15 解決	神戸市	20
22	鉄鋼業	26. 12. 5 (26. 12. 18)	"	誠実な団体交渉の開催（解雇撤回）	27. 1. 8 解決	豊岡市	22
23	教育、学習支援業	26. 12. 5 (27. 1. 6)	"	誠実な団体交渉の開催（団体交渉ルールの調整）	27. 1. 26 解決	芦屋市	24
平 27 (調) 1	道路貨物運送業	27. 2. 26 (27. 3. 16)	"	誠実な団体交渉の開催（組合要求の回答等）	27. 4. 10 解決	神戸市	26
2	電子部品・デバイス・電子回路製造業	27. 4. 14 (27. 5. 19)	"	誠実な団体交渉の開催（懲戒解雇の撤回）	27. 6. 8 解決	伊丹市	28
3	道路貨物運送業	27. 6. 5 (27. 6. 25)	"	誠実な団体交渉の開催（見舞金の支給等）	27. 7. 15 解決	三木市	30
4	洗濯・理容・美容・浴場業	27. 7. 28 (27. 9. 1)	"	誠実な団体交渉の開催（労働契約の認定）	27. 10. 7 解決	神戸市	32
5	教育、学習支援業	27. 8. 28 (27. 9. 24)	"	誠実な団体交渉の開催（労働協約の締結）	27. 10. 14 解決	芦屋市	34
6	物品賃貸業	27. 9. 25 (27. 10. 6)	"	誠実な団体交渉の開催（契約社員への年時給有給休暇の付与等）	27. 11. 2 解決	神戸市	38
7	教育、学習支援業	27. 12. 1 (27. 12. 25)	"	誠実な団体交渉の開催（委嘱解除の撤回等）	(繰越し)	姫路市	40

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平 27 (調) 8	道路貨物運送業	27. 12. 22 (28. 1. 5)	労	旅行補助金の併存 組合との差額累積 分の支払等	(繰越し)	神戸市	42
計		11 件					

(注) 新規申請のうち 2 件が平成 28 年に繰り越した。

3 事件記録

平成 26 年 (調) 第 21 号 (2082 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 1 日	あっせん員指名日	平成 26 年 12 月 22 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 辻	使用者委員 草薙
係属日数	25 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 1 月 15 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 X労働組合 (所在地: 神戸市北区、組合員数: 11 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	一般財団法人Y
所 在 地	神戸市北区	所 在 地	神戸市西区
組合員数	11 人	従業員数	79 人
		業 種	その他のサービス業

3 申請事項 ① 年末一時金の支給率改善
② 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① プロパー職員に、市派遣職員と同率の年末一時金を支給せよ。	① 経営状況が好転しないため、前年実績並みを支給する。
② 上半期業績について決算資料等を提示し、丁寧な説明を行った上で、誠実に団体交渉に応じよ。	② 決算見込み資料は確定しておらず、提示できない。

5 申請までの経過

年末一時金について、市派遣職員と市OB職員は、市職員と同率（人事委員会勧告準拠、2.05～2.2月分（平成21～25年度））が支給されるのに対し、プロパー職員は、経営状況を理由に、低い率（一律1.0月分）が支給されていた。

平成26年11月、組合が年末一時金に関する団体交渉申入書を提出したところ、使用者は収支目標の達成が厳しいため、年末一時金は昨年並みと回答した。

その後の団体交渉で、使用者は、支給率の根拠として出せる資料はない、と回答した。

その後も、労使間で文書のやりとりはあるものの進展がなかったため、組合があっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

- ア ①外郭団体として市の予算の影響を受けること、②職員の構成の違い（市現職・市OB職員と、プロパー職員）、③職員の適用法令の違い（地公法・労組法）が、労使間での交渉の制約となっている。
- イ 使用者の幹部は、2～3年で交代する現職・OBの公務員であり、労働組合法が適用される団体交渉に不慣れで、とにかく団体交渉をやればよいという姿勢が見られる。
- ウ 一時金格差の是正も求めたいが、それよりも、団体交渉を行うに十分な余裕を持った日程の提案を求めたい。
- エ 交渉結果について文書確認（記名・押印）を求めても、使用者は応じない。

（2）使用者

- ア 組合には、厳しい経営状況について普段から説明している。
- イ 一時金は、何とか従来の実績である1.0月分を支給した。
- ウ 確定した資料を提示することは問題ないが、変動する要素のある中間決算等を提示すると、数字がひとり歩きするおそれがある。
- エ 団体交渉には労使とも複数の者が出席し、録音を行っているのであるから、確認書の記名押印までは必要ない。
- オ 組合の団体交渉態度は、机を叩き大声を出すなど非常に高圧的で、交渉時間も4時間を超えることがある。

7 あっせんの結果

提示されたあっせん案を労使が受諾し、本件は終結した。

あっせん案受諾に際し、労働組合法第1条の目的（労働協約を締結するために団体交渉をすること）を踏まえ、議事録の作成・確認に関して協議を進めるようあっせん員が確認し、双方が了承した。

（あっせん案要旨）

- ① 労使は、以下を基本とし、自主的に団体交渉ルールについて早急に協議する。
 - ア 議題に応じた十分な協議期間を見込んだ上で、議題、日時、場所及び出席者の氏名・役職を記載した文書を相手方に通知する。
 - イ 出席者は双方5名以内、組合の上部団体はこのうち2名以内とする。
 - ウ 団体交渉は就業時間外に、1回2時間程度として行う（延長する場合は、双方合意の上で1時間以内とする）。
 - エ 団体交渉で提示された一切の資料を第三者に漏らしてはならない。
- ② 使用者は、組合員の労働条件について協議する場合、経営状況等の資料を提示し、丁寧な説明を行った上で誠実に団体交渉を行う。
- ③ 労使は、労働関係諸法令を遵守し、良好な労使関係の構築に向け努力する。

【関連争議】平成19年（調）第3号

平成 26 年 (調) 第 22 号 (2083 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 5 日	あっせん員指名日	平成 26 年 12 月 18 日
あっせん員	公益委員 神田	労働者委員 服部	使用者委員 草薙
係属日数	22 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 1 月 8 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 X労働組合A支部 (所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部 B分会Y班	名 称	Y有限会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	尼崎市
分会員数	8 人	従業員数	15 人
		業 種	鉄鋼業

(関係事業所 豊岡市)

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① C社との請負契約を更新せよ。	① 請負代金の値上げ交渉を行ったが、C社が拒否したため契約を終了した。(今までの請負代金では資金の点から継続不可能である。)
② 解雇を撤回せよ。	② 破産して会社を閉鎖する以上は、従業員の解雇はやむを得ない。
③ 誠実に団体交渉に応じよ。	③ 団体交渉を重ねても、これまでの説明を繰り返すことになり、実質的に意味があるのか疑問である。 破産申立準備のため、当分の間、団体交渉の日程を設定できない。

5 申請までの経過

平成 26 年 9 月、組合が使用者に対し分会確立通知書を提出し、即日、団体交渉が開催された。

11 月の第 3 回団体交渉で、社長が、C社との請負契約が終了となり、破産手続に入るので廃業する、と表明した。後日、社長は従業員に解雇予告通知書を手渡すとともに、従業員の口座に解雇予告手当を振り込んだ。

その後、労使間で調整を行うものの団体交渉は行われなかったため、組合があっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

- ア 使用者には、C社との契約がもう一度できないか検討願いたい。
- イ 使用者は、かつて他の事業を行っていた。C社との契約更新が無理でも、組合員の雇用の可能性はあるのではないか。
- ウ 会社には十分な資産があると思われるのに、使用者は組合員の賃上げを約束しておきながら、組合結成以降、加速度的に破産手続に入ったことが理解できない。
解雇手続後でも、非組合員であった者は、従前どおりC社で就業している。
- エ 社長は、破産手続に入った以上、自分には何もできないと主張している。
- オ 廃業までの経緯等、具体的なことが何も知らされていないため、あっせんでは、使用者の現状説明、団体交渉期日の設定について、調整を行って欲しい。

（2）使用者

- ア これまで過去2年分の決算書を組合に提示し、何回も団体交渉を行った。
- イ 間もなく破産管財人が選任される見込みであり、団体交渉は破産管財人と行ってもらいたい。
- ウ 組合は、団体交渉申入れ以降にあっせん申請を行ったため、自主交渉よりもあっせんに方針を切り替えたと理解していた。
- エ C社は組合員の雇用に消極的であったが、組合員か否かを問わず解雇した従業員の雇用を保障するよう、C社に依頼した。
現在、非組合員であった者がC社で就業しているのは、第三者が非組合員を雇用し、C社との間で請負または派遣契約を締結しているのではないか。当方とは一切無関係である。

7 あっせんの結果

提示されたあっせん案を労使が受諾し、本件は終結した。

あっせん案受諾に際し、①次回団体交渉の開催日時と場所、②交渉開催前に破産管財人が選任された場合は、使用者側当事者が破産管財人となることについて、あっせん員が確認し、双方が了承した。

（あっせん案要旨）

使用者は、①C社との請負契約の終了の経緯、②使用者が破産申立てを行った経緯、③組合員を解雇するに至った経緯について、必要となる資料の提示を行った上で、速やかに組合と誠実に団体交渉を行う。

平成 26 年 (調) 第 23 号 (2084 号)

申請年月日	平成 26 年 12 月 5 日		あっせん員指名日		平成 27 年 1 月 6 日	
あっせん員	公益委員	大内	労働者委員	那須	使用者委員	吉田
係属日数	21 日		あっせん回数		1 回	
終 結	平成 27 年 1 月 26 日		終結区分		解 決	

1 申請者 X労働組合（所在地：芦屋市、組合員数：80 人）

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	学校法人 Y
所 在 地	芦屋市	所 在 地	芦屋市
組合員数	80 人	従業員数	220 人
		業 種	教育、学習支援業

- 3 申請事項 ① 団体交渉ルールの調整
② 支配介入の禁止

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 団体交渉ルールを定めよ。 ア 理事長が出席せよ。 イ 出席者数は 15 名程度とせよ。 ウ 傍聴を認めよ。 エ 一定の結論・まとまりがでる程度の時間が必要だ。 ② 非公式会議で団体交渉要求の議論・回答を行うな。	① 基本協定として結びたい。 ア 全権を受けた理事が出席する。 イ 7 名程度まで認める。 ウ 認めない。 エ 2 時間程度。 ② 労使相互の理解が進めば、定期的に経営協議会を設置したい。

5 申請までの経過

平成 26 年 6 月に組合が結成され、団体交渉を申し入れた。労使は事前協議を行い、ルールを決めず、ひとまず団体交渉を行うことで合意した。

8 月に開催された第 1 回団体交渉では、傍聴者が多く、議事が円滑に進行しなかったため、使用者は、交渉担当者や傍聴等を制限する提案を行った。

以後に開催された団体交渉（2 回）も同様の展開となり、労使間で団体交渉ルールの合意に至らなかったため、組合があっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

- ア 使用者は、組合の要求・質問に対し、団体交渉で不誠実・曖昧な回答に終始し、約束した資料（①理事会議事録、②財務資料、③交通費不正支給の処分結果等）も提示していない。
- イ 団体交渉に理事長の出席を求めるのは、理事長しか答えられない項目・内容があるからだ。
- ウ 文部科学省へ提出した経営改善計画から判断すると、今後、労働条件が見直される可能性が高い。組合員に非常に関心のある交渉内容であり、傍聴は是非とも必要である。
- エ 当方の譲歩案は、①出席する交渉人員数、②交渉時間（2時間。現時点では協議事項が多く直ちには無理）、③必要に応じた団体交渉開催（当初は頻繁に）、である。

（2）使用者

- ア 部長職の者が組合に参加しており、組合員資格に疑義を感じる。
- イ 団体交渉には、理事会の承認を得た理事が出席しており、理事長が出席する必要はない。
- ウ 過去の団体交渉では、多数の傍聴者で威圧感があり、傍聴者からなじる発言があった。組合は、声を荒らげ、揚げ足とりの発言を繰り返し、組合の交渉員が退席して傍聴者が代わって入室するなど、交渉員が不明確である。
- エ 事前折衝を含めきちんとしたルールのもとで団体交渉を行いたい。

7 あっせんの結果

あっせん員は、団体交渉ルールを早期に労働協約化することが望ましいと判断し、あっせん案を提示したところ、労使が受諾し、本件は終結した。

（あっせん案要旨）

- ① 労使は、以下を基本とし、自主的に団体交渉ルールを早急に協議し、労働協約として締結する。
 - ア 団体交渉を申し入れる場合、希望日の10日前までに、議題、日時、出席者の氏名・役職を記載した文書を相手方に通知する。
 - イ 団体交渉を円滑に実施するため、必要な場合は事前折衝を行うことができる。
 - ウ 出席者は双方12名以内とする。このほか組合の上部団体は3名以内とする。
 - エ 傍聴は原則認めない。ただし、特に重要な議題の場合は、事前折衝で決定する。
 - オ 傍聴人は静粛を保ち、不規則発言等、団体交渉の円滑な進行を阻害する行為があったときは、使用者は団体交渉を打ち切ることができる。
 - カ 団体交渉は使用者の施設で就業時間外に行い、1回当たり2時間程度とする。
 - キ 議事録（抄録）は使用者が作成し、組合が確認を行う。録画は認めない。
- ② 労使は、労働関係諸法令を遵守し、良好な労使関係の構築に向け努力する。

平成 27 年 (調) 第 1 号 (2085 号)

申請年月日	平成 27 年 2 月 26 日	あっせん員指名日	平成 27 年 3 月 16 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 熊野	使用者委員 和田 (直)
係属日数	26 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 4 月 10 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 X労働組合A支部 (所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部Y分会	名 称	有限会社Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	神戸市東灘区
分会員数	1 人	従業員数	18 人
		業 種	道路貨物運送業

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 組合要求 (組合事務所及び掲示板の貸与等) について回答せよ。 ② 組合員Bの解雇撤回について誠実に団交せよ。(注：あっせんの場での解雇撤回までは求めない)	① 左記の貸与要求には応じかねる 等 ② 団体交渉を行う用意はあるが解雇は撤回しない。

5 申請までの経過

コンテナドライバー運転手B (入社 19 年目) が引き起こした度重なる業務上のルール違反に対し、使用者は過去から口頭注意を重ねてきており、平成 26 年 5 月にBが交通事故を起こした際には、職務に当たって責務を怠った場合は辞職する旨記載した誓約書を徴求している。

平成 27 年 2 月、Bは宵積み (朝一番出発の荷物を前日の夜にあらかじめ積み込んでおくこと) の際に作業ルールを守らず、荷主からクレームが入ったため、使用者が口頭で解雇処分を告げた。

Bは復職を求めて合同労働組合に駆け込み加入し、組合から使用者に対して団体交渉申入れが行われた。使用者代理人弁護士と同席のもと、労使は団体交渉を 1 回開催したが、議論が噛み合わず交渉は決裂した。

翌日組合は、使用者の対応が不誠実であるとして、あっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

- ア 組合は、団体交渉で社長の率直な回答を求めているのに、代理人である弁護士だけが発言した。回答内容も全て「検討している」と、不誠実であった。
- イ 団体交渉の会場も、タバコ臭がする小さな社内応接室で、組合が使用者に囲まれるなど、団体交渉できる環境ではなかったため、今後は、適切な環境での開催を使用者に求める。あっせんの場で団体交渉ルールを決めるのもやぶさかではない。
- ウ あっせんで話がまとまらなければ、組合としては元請や荷主と話をする用意がある。

（2）使用者

- ア 不誠実という認識はなく、団体交渉の時間が25分と短いのも、組合が一方的に交渉を打ち切ったためである。
- イ Bに対して口頭注意した内容は、当方の常務がメモで記録を残している。
- ウ 団体交渉のルールづくりには同意するが、交渉の場で代理人弁護士が発言しないことを求められても、応じるわけにはいかない。
- エ 団体交渉は、通常使用している会議室で行い、格別に狭いなどの事情はなかったが、次回から広い会議室を当方が探すと回答済みのはずである。

7 あっせんの結果

組合は、あっせんの場では組合員解雇撤回の調整は求めなかったため、あっせん員が、使用者との団体交渉ルールの調整を行うことを提案し、あっせん案を提示したところ、労使が受諾し、本件は終結した。

（あっせん案要旨）

- ① 労使は、組合員の労働条件について、団体交渉の申し入れがあった場合は、誠実かつ平穩に、真摯な団体交渉を行う。
- ② 労使は、以下を基本とし、自主的に団体交渉ルールについて早急に合意する。
 - ア 団体交渉を申し入れる場合、議題に応じた十分な協議期間を見込んだ上で、議題、日時及び出席者の氏名・役職を記載した文書を相手方に通知する。
 - イ 団体交渉は、出席者を双方5名以内とし、就業時間外に2時間以内として行う。開催場所となる会議室は、広さ、環境を考慮し、双方合意の上決定する。
 - ウ 団体交渉が継続している期間は、双方の名誉及び信用を毀損する行為を行わない。
- ③ 労使は、労働関係諸法令を遵守し、良好な労使関係の構築に向け努力する。

平成 27 年 (調) 第 2 号 (2086 号)

申請年月日	平成 27 年 4 月 14 日	あっせん員指名日	平成 27 年 5 月 19 日
あっせん員	公益委員 大内	労働者委員 福永	使用者委員 松下
係属日数	21 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 6 月 8 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 XユニオンA本部 (所在地：大阪府、組合員数：100 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	XユニオンA本部	名 称	Y株式会社
所 在 地	大阪府	所 在 地	東京都
組合員数	1 人	従業員数	21,100 人
		業 種	製造業

(関係事業所 伊丹市)

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① 組合員Bの懲戒解雇処分を撤回せよ。 ア これまでの経緯から復職までは望んでおらず、最悪でも普通解雇とせよ。</p> <p>イ 早期退職優遇制度の適用を求める。</p> <p>② Bの懲戒解雇処分事由となるデータ消失の具体的証拠を開示せよ。 ア B自身が納得できる根拠の開示が必要である。</p>	<p>① 懲戒解雇の手續に瑕疵はない。 ア データ消去を認めれば情状酌量の余地があると説明したが、Bが否認した。 (データ消去を認めれば、調整の余地はある。)</p> <p>イ 早期退職優遇制度は、転勤対象者に対する制度で、Bは該当しない。</p> <p>② データ消失の証拠はこれ以上出せない。 ア 既に団体交渉でログインデータをプロジェクター投影で提示した。 イ Bは自らがログインした事実を否定しているので、ログイン後の証拠を見せる必要はない。 ウ 裁判も見据えて、全部の開示は行わない。</p>

5 申請までの経過

平成26年6月、ファイルサーバーのデータ消失事件が発生した。

使用者は、データ解析調査の結果、技師Bの犯行であると断定して事情聴取を行ったが、Bが犯行を否認したため、7月、懲戒解雇処分を行った。

Bが、企業内組合に相談したところ、既に社員でなく組合員でないとして対応されなかったことから、懲戒処分の撤回等を求めて合同労組に駆け込み加入した。

その後、労使間で団体交渉を重ねたが、進展がないとして組合があっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

(1) 組合

ア 今回は（Bの犯行を裏付ける）根拠データの開示にはこだわらず、懲戒解雇の撤回と退職金の支給に絞って要求をする。

イ Bは一貫してデータ消去を否定している（犯行を行う動機がない）。

苦情処理委員会（使用者+企業内組合）を経ずに処分を行っており、手続も不当だ。

ウ 使用者が「重責解雇」で発行した雇用保険の離職証明書を、Bの異議申立てを受け、ハローワークは使用者と調整を行い、「事業の継続が不可能になったことによる解雇」に変更した。使用者も、解雇事由が懲戒処分ではないと認識しているはずだ。

(2) 使用者

ア 懲戒解雇を変更する余地はあるが、Bが犯行を認めることが条件だ。

イ 企業内組合とは処分までに情報共有を行っており、手続的には問題はない。

ウ ハローワークからの照会を受け事情を説明したが、離職理由変更の連絡は当方にはない（「重責解雇」で受理されたと認識している）。

7 あっせんの結果

Bは、自らの精神疾患の状況から、データ消去の事実等の懲戒事由の存否を徹底的に争う負担に耐えられないと述べ、早期解決を希望した。そのため、上記懲戒事由の存否を争点とせず、Bの退職を前提に退職金額をどうするかを中心にあっせん作業を行った。使用者は、Bからの「自分のIDが使用されて事件が起こったことを陳謝する」旨の申立書の提出を条件に、諭旨解雇処分への変更と退職金の一部支給に応じる意向を示したため、あっせん員があっせん案を提示したところ、労使が受諾し、本件は終結した。

(あっせん案要旨)

- ① 使用者はBの懲戒解雇を撤回し、労使及びBは、Bが諭旨解雇により退職することを認める。
- ② 使用者は、組合に対し、Bの退職金の支払義務のあることを認める。退職金額は労使及びBが自主的に定める。
- ③ 組合及びBは、前項の退職金のほか、使用者に対し、一切の債権及び債務がないことを確認する。
- ④ 労使及びBは、今回の争議及びあっせんの経緯等について第三者に公表しない。

平成 27 年 (調) 第 3 号 (2087 号)

申請年月日	平成 27 年 6 月 5 日	あっせん員指名日	平成 27 年 6 月 25 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 切山	使用者委員 和田 (要)
係属日数	21 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成 27 年 7 月 15 日	終結区分	解 決

1 申請者 X労働組合A支部 (所在地: 神戸市兵庫区、組合員数: 500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部Y分会	名 称	Y有限会社
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	三木市
分会員数	2 人	従業員数	24 人
		業 種	道路貨物運送業

3 申請事項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① パワハラで休職中の組合員B (女性ドライバー) への見舞金を団交合意額のとおり支給せよ。	① 見舞金は、あくまでも使用者の厚意であり、支給期間は使用者が決定する。
② パワハラをした従業員Cがドライバーとの接触の多い配車係であり、円滑な復職に向けて職場環境を整備せよ。	② トラブルのあった従業員Cは配車係補助のため、接触は少ないと思われるが、復職の際は極力配慮する。

5 申請までの経過

平成 26 年 5 月、組合員Bと、非組合員C・Dの間でトラブルが発生し、Bが会社を欠勤したため、使用者がBの給与を減額支給した。

組合は、C・Dが、Bに対してパワハラ行為 (暴言・威嚇) を行い、Bがストレス障害等を発症したので、使用者に安全配慮義務違反があるとして、給与の補償を求めて、団体交渉の開催を申し入れたが、使用者は応じなかった。

組合は、①Bへの給与補償、②パワハラ再発防止策の策定・実施、③団体交渉の開催を求め、6月に当労働委員会へあっせん申請を行った (平成 26 年 (調) 第 7 号)。

7月に開催されたあっせんでは、①速やかな団体交渉の開催、②社内環境の整備、③Bの復職及び休業補償問題の速やかな協議、を定めたあっせん案を労使が受諾し、終結した。

あっせん後、労使は6回の団体交渉を重ね、使用者がBに対する見舞金を支払うことが合意されたが、支給開始月の認識が労使間で相違したため、組合が再度あっせん申請を行った。

6 申請者のあっせん取下げ（解決）

事務局調査を実施したところ、使用者は、あっせん応諾を表明するとともに、労使間で自主交渉を進める旨を表明した。

あっせん係属下で自主交渉が実施され、①使用者都合によるBの退職、②使用者からの解決金支払、で労使が合意した。

これにより、組合はあっせん申請を取り下げ、本件は終結した。

【関連争議】平成26年（調）第7号

平成 27 年 (調) 第 4 号 (2088 号)

申請年月日	平成 27 年 7 月 28 日	あっせん員指名日	平成 27 年 9 月 1 日
あっせん員	公益委員 小南	労働者委員 那須	使用者委員 和田 (要)
係属日数	37 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 10 月 7 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 Xユニオン (所在地：神戸市中央区、組合員数：5,441 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	Xユニオン	名 称	有限会社 Y
所 在 地	神戸市中央区	所 在 地	宝塚市
組合員数	1 人	従業員数	67 人
		業 種	理容業

(関係事業所 神戸市東灘区)

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>組合員 A との労働契約を認定せよ。</p> <p>① 使用者労務は違法・不備だらけで、未払残業代は最低限支払われるべきだ。(入社に当たって、使用者から、業務委託か労働契約かの選択の提示はなかった)</p> <p>② 直ちに第三者機関に判断を委ねることなく、まずは当事者間協議を行うべきだ。</p>	<p>組合員 A との関係は、業務委託契約である。</p> <p>① 労働契約でないため、残業代は発生しない。(入社時に本人の希望を聞いて、業務委託か労働契約かを決めている)</p> <p>② 労働契約を主張するなら、訴訟を提起せよ。</p>

5 申請までの経過

平成 27 年 5 月、使用者を退職した A (理容師) が、1 日 11 時間勤務に係る未払賃金 (残業代等) の支払を求めて申請組合に駆け込み加入し、使用者に未払賃金を請求したところ、使用者は、① A とは業務委託契約であり残業代は発生しない、② 要求への対応を検討するため未払賃金の算定根拠の提示を求める、と回答した。

A から交渉を引き継いだ組合が、算定根拠資料を提出したが、使用者は、① 支払要求には応じない、② 労働契約を主張するなら訴訟を提起せよ、と回答した。

その後、組合の申入れにより交渉を一度実施したが、使用者は、A とは労働契約ではないから、団体交渉ではなく協議であると主張し、労使間の交渉が進展しないため、組合があっせん申請を行った。

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

- ア 使用者は、採用時には契約書面は交わしていないし、業務委託契約であることも説明していない。
- イ 出勤はシフト制で、Aは、営業時間に遅刻すれば減額されるし、リーダーから応対する客や掃除の指示も受けていた。
- ウ 使用者は、裁判で判決が下れば労働契約を認めると主張するが、言いつ放しの感が否めず、責任のある態度とは思えない。今回のあっせんでは、使用者に団体交渉に応じるように強く要求する。応じなければ、不当労働行為の救済申立てを行う。
- エ 未払残業代は、労働基準法第 115 条（時効）に基づき、退職前 2 年分として
いる。

（2）使用者

- ア 労働契約であるとは認められないが、あっせんでは解決策を模索するため、Aに、他店（大阪市内）での復職を提案する。次の契約からは契約書面を交わしたい。
- イ 復職を希望しないのであれば、未払賃金ではなく解決金の名目で解決したい。
- ウ 団体交渉には応じないが、協議には応じる。
- エ 兵庫県や大阪府内で 11 店舗を展開し、41 人の理容師がおり、その約三分の一が業務委託関係である。理容師 4 人体制で営業するB店においては、Aと他の店員 1 人が業務委託契約で、店長と他の店員 1 人が労働契約である（なお、使用者は、Aの契約形態を店長や他の店員に紹介・説明していなかった模様）。

7 あっせんの結果

Aは、復職に応じる意思はなかった。組合は、使用者がどんな形であれ、労使が交渉のテーブルに着くことを望んだ。使用者は、業界の慣習を破ることになるため、Aとの契約を労働契約として認めることができないと強硬に主張するものの、解決に向けて前向きに取り組む姿勢を示した。あっせん員の説得や個別折衝を経て、あっせん員が、「団体交渉」ではなく「協議」の実施を定めたあっせん案を提示したところ、双方が受諾し、本件は終結した。

（あっせん案要旨）

- ① 労使は、Aの過去の清算金に係る問題について、本日から 1 か月以内に、誠実かつ真摯に協議を行う。
- ② 労使及びAは、本あっせん案等について第三者に公表しない。

平成 27 年 (調) 第 5 号 (2089 号)

申請年月日	平成 27 年 8 月 28 日	あっせん員指名日	平成 27 年 9 月 24 日
あっせん員	公益委員 大内	労働者委員 那須	使用者委員 松下
係属日数	21 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 10 月 14 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 X労働組合 (所在地：芦屋市、組合員数：80 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合	名 称	学校法人 Y
所 在 地	芦屋市	所 在 地	芦屋市
組合員数	80 人	従業員数	220 人
		業 種	教育、学習支援業

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>合意済みあっせん案の内容を改めて確認し、誠実な団体交渉を再開せよ。</p> <p>1 理事長及び常務理事(交渉担当理事)の出席による団体交渉の開催を要求。</p> <p>2 合意されたあっせん案の一方的な変更と強要についての撤回を要求。</p> <p>3 不誠実な団体交渉の開催方法の改善を要求。</p> <p>4 要求事項に対する文書での回答及び資料提出を要求。</p>	<p>団体交渉は、言葉の暴力による集団団交で対応できなかった。</p> <p>下記の条件を承諾するならば交渉を再開する。</p> <p>(※平成 27 年 1 月 26 日合意済みあっせん案)</p> <p>1 組合の団体交渉出席者を 6 名とする。(※12 名以内)</p> <p>2 上部団体役員の参加を認めない。(※ 3 名以内が参加可能)</p> <p>3 傍聴人は認めない。(※事前折衝で可否を決定)</p> <p>4 団体交渉中は静粛を保つこととし、不規則発言等、団体交渉の円滑な進行を阻害する行為があったときは交渉を打ち切る。</p> <p>5 組合の規約、定款、役員選出過程を明らかにすること。</p>

5 申請までの経過

平成26年6月、雇用保障・給与受給等に不安を覚えた教職員が申請組合を結成し、使用者と団体交渉を行ったが、交渉が紛糾する状態が続いた。このため、組合があっせんを申請し、平成27年1月、当労働委員会であっせんを開催したところ、労使は、団体交渉ルールを定めたあっせん案を受諾した（平成26年（調）第23号）。

その後、あっせん案で示された団体交渉ルールに基づき、労使間で2度（※）の団体交渉を実施。第1回目の団体交渉は比較的穏便に進んだが、第2回目は、使用者が交渉時間を1時間と限定したこともあり紛糾し、使用者により交渉途中で打ち切られた。交渉の再開について、使用者は、言葉の暴力による集団団交であったとして、あっせん案とは異なる実施条件を付したため、組合が、合意済みあっせん案の内容の再確認と団体交渉の再開を求めて、あっせん申請を行った。

※第1回目（平成27年2月）……経営改善計画等について

第2回目（平成27年6月）……夏季賞与について

6 あっせんの経過（あっせん員による事情聴取）

（1）組合

ア 今回の申請趣旨は、前回あっせん内容の再確認であり、団交参加人数等の合意内容を退歩させるつもりはない。

イ 言葉の暴力と言うが、使用者が団交打ち切りを宣言した際にブーイングが起きた程度である。使用者側も大きな声を出しているし、過激な発言もあった。

ウ 使用者作成の議事録は、交渉経過も分からない不備なもので、反訳等の労使間で合意できるものを希望する。

エ 組合員と特定されれば職場でパワハラを受けると分かっている状況で、組合の規約や役員名簿等の提出はできない。

オ 今回のあっせんが、前回のあっせん案に準じたものとなるならば、使用者と団体交渉ルールについて労働協約を締結してもよい。

（2）使用者

ア 労働協約は労使間で重要であると認識しており、締結に異論はない。

イ 組合が数を頼んでの個人攻撃や、議題に無関係な発言を行うことを防ぐため、議題によっては参加人数が上限（組合12名、上部団体は3名）以下となるように調整してほしい。

事前協議で人数合意に至らなかった場合は、上限人数の参加を認めることにはやむなく同意するが、それが常態化しないよう双方が努力すべきことを、あっせん員から組合に申し伝えてほしい。

ウ 次回団体交渉以降の議事録の作成は対応する。

エ 利益代表者（事務長）も組合員になっており、組合の規約提出は、重要課題と認識している。

7 あっせんの結果

労使ともに労働協約の締結を希望したため、前回のあっせん案を踏まえ、あっせん作業により合意に達した事項について、あっせん員立会いのもと、労使が協定を締結し、本件は終結した。

なお、労使が揃って出席した場において、「団体交渉出席者の人数については、合意に至らないような事態が生じないように、労使ともに真摯に努められたい」と、あっせん員が発言し、双方が了承した。

(協定要旨)

労使は、あっせんに基づき、次のとおり協定する。

- ① 団体交渉を申し入れる場合、希望日の10日前までに、議題、日時、出席者の氏名・役職を記載した文書を相手方に通知する。
- ② 団体交渉を円滑に進めるため、議題内容に応じた交渉出席者の人数を事前に協議して決定する。ただし、出席者は、交渉権限を有する労使双方12名を上限とし、このほか組合の上部団体の出席者は3名を上限とする。
労使は、この協議において、合意に向け真摯な努力をする。なお、合意に至らなかった場合は、上限人数とする。
- ③ 上記以外の事項について、事前協議を行うことができるが、事前協議の結果によって団体交渉を拒否することはできない。
- ④ 団体交渉の傍聴は、原則として認めない。ただし、特に重要な議題の場合は、事前協議で傍聴の可否を決定する。
- ⑤ 出席者及び傍聴人は、団体交渉中は静粛を保つ。不規則発言（例えば個人の誹謗中傷、議題に無関係な発言）等、円滑な進行を阻害する行為があったときは、使用者は団体交渉を打ち切ることができる。
- ⑥ 団体交渉は、使用者の施設で、就業時間外に行うこととし、1回の交渉時間は2時間程度とする。
- ⑦ 議事録は、録音の反訳に基づき、使用者が作成し組合が確認を行う。録画は認めない。
- ⑧ 労使は、労働関係諸法令を遵守し、良好な労使関係の構築に向け努力する。

【関連争議】平成26年（調）第23号

平成 27 年 (調) 第 6 号 (2090 号)

申請年月日	平成 27 年 9 月 25 日	あっせん員指名日	平成 27 年 10 月 6 日
あっせん員	公益委員 関根	労働者委員 曾我	使用者委員 吉田
係属日数	28 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成 27 年 11 月 2 日	終結区分	解 決

1 申 請 者 X労働組合A支部 (所在地：神戸市兵庫区、組合員数：500 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合A支部Y分会	名 称	株式会社Y
所 在 地	神戸市兵庫区	所 在 地	神戸市兵庫区
分会員数	1 人	従業員数	221 人
		業 種	物品賃貸業

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① 使用者は、「議事録を作成するなら交渉に応じない」として、団体交渉を打ち切った。誠実に団体交渉に応じよ。</p> <p>② Bの、年次有休休暇取得を理由とした解雇を撤回せよ。</p> <p>③ 契約社員にも年次有給休暇を付与せよ。 (Bに、繰越分と今年分の有給休暇を付与せよ。)</p> <p>④ 未払残業代を支払え。 (Bの切り捨てられた 30 分未満の未払残業代を支給せよ。)</p>	<p>① 取り急ぎ団体交渉申入れの内容を確認するために組合を訪問した際に、当方の言葉尻を捉えて追い返されたものである。 団体交渉を拒むつもりはなく、本あっせんで円満に解決したい。</p> <p>② Bは自主的に退職したのであり、解雇ではない。</p> <p>③ 契約社員にも年次有給休暇を認めている。 (Bは8月末で退職すると理解していた。9月は勤務がないために取得不可能と回答したものだ。退職時期の認識の相違であるため、対応は検討したい。)</p> <p>④ 未払残業代は存在しない。 (各従業員は毎日の勤務時間を実務・残業時間報告書に過不足無く記録することになっており、同報告書に基づいて残業代を支払っている。)</p>

5 申請までの経過

契約期間満了時(平成 27 年 9 月末)での退職(※)を申し入れた契約社員(アルバイト)Bが、8月30日に年次有給休暇を申請したところ、使用者は9月の勤務シフトにBを組み込まず、有給休暇も認めなかったため、Bは申請組合に駆け込み加入した。

9月24日、組合は団体交渉開催の申入れを行い、即日、団体交渉を行ったが、使用者が「議事録を作成するなら応じない」と主張し、団体交渉を打ち切ったとして、翌日、組合があっせん申請を行った。

(※) 使用者は8月末での退職申入れと認識していた。

6 あっせんの経過(あっせん員による事情聴取)

(1) 組合

ア 組合員の身分に関わる解雇事案であるため、急いで団体交渉の申入れを行ったのにもかかわらず、使用者は議事録の作成を拒否して応じないなど、誠実に対応しなかった。

イ Bは退職届を提出しておらず、契約は終了していない。年次有給休暇取得申請を理由とする解雇は認められず、10月以降も雇用は継続していると理解している。このため、年次有給休暇は今年10月付与分6日、前年度からの繰越分6日の計12日である。

ウ 30分に満たない残業は超過勤務として申請しないように指導された。切り捨てられた超過勤務時間に係る残業代を支払え。

エ 不当解雇で退職にはならないので、本来勤務すべき10月にシフト配置しなかったのは、会社都合の休業となるため、当該日の休業手当も未払賃金として支払え。

オ 未払残業代、及び年次有給休暇不払分等、合計〇〇〇円を請求する。

(2) 使用者

ア 団体交渉については誠実に対応していきたい。

イ 当方としてはBを解雇したつもりはなく、B自らの退職申出により、既に8月末で退社したものと思っている。

ウ 本件の解決に向けて前向きに取り組む所存であり、ある程度の金銭を支払う意思はある。

7 あっせんの結果

Bは雇用継続を主張して職場復帰を求めたが、使用者は契約更新を望まなかった。あっせん員が、①Bの契約期間満了(9月末)による退職、②合意可能な解決金の支払について、労使に対し個別折衝や説得を行い、あっせん案を提示したところ、双方が受諾し、本件は終結した。

(あっせん案要旨)

① 労使及びBは、Bが契約期間の満了により使用者を退職することを確認する。

② 使用者は、組合に対し解決金を支払う。解決金の額は労使が自主的に定める。

③ 組合及びBは、使用者とBとの雇用契約に関し、前項の解決金のほか、使用者に対し、一切の債権及び債務がないことを確認する。

④ 労使及びBは、今回の争議及びあっせんの経緯等について第三者に公表しない。

平成 27 年 (調) 第 7 号 (2091 号)

申請年月日	平成 27 年 12 月 1 日		あっせん員指名日		平成 27 年 12 月 25 日	
あっせん員	公益委員	塚本	労働者委員	服部	使用者委員	佐野
係属日数	一 日		あっせん回数		一 回	
終 結	係属中		終結区分		-	

1 申 請 者 Xユニオン (所在地：大阪府、組合員数：250 人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	XユニオンY分会	名 称	学校法人Y
所 在 地	姫路市	所 在 地	豊岡市
分会員数	3 人	従業員数	132 人
		業 種	教育、学習支援業

(関係事業所 姫路市)

3 申 請 事 項 誠実な団体交渉の開催

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>① パワハラ嫌疑による、Aに対する委嘱(大学院設置準備室室員)解除を撤回せよ。 (事情聴取も行われていない段階で適任でないと判断し、解除したのは客観性を欠く。しかも、既にハラスメントはなかったと学内で結論が出ているため、解除しておく根拠がない。)</p> <p>② Aを定年退職後に再雇用せよ。 (今年度定年を迎える2名のうち、もう1名は再雇用の内示があり、来年度の人事計画にも名前があがっているのに、Aにはどちらもない。使用者は今後策定する人事計画で決まるといふのみで、具体的な回答を行わない。)</p>	<p>① 撤回しない。 ア 嫌疑を生じたことが委嘱解除の理由であり、ハラスメントがなかったと判明しても撤回しない。 イ 既に後任者も就任している。 ウ Aは正規教員で、既に身分が保障されている。委嘱は慣習的に2年としたもので、手当も支給せず、期間中の雇用を保障するものではない。</p> <p>② 再雇用しない。 ア 大学の運営上必要かどうかで判断する。 イ これまでに大学を定年退職した3名の教授のうち、他学部の2名は、講師の欠員が生じることから再雇用したが、Aと同学部の1名は、本人が再雇用を希望したものの、欠員がなかったため再雇用しなかった。 ウ 次年度の人事計画は既に決定した。計画を変更してAを再雇用するのは、担当科目の問題があり難しい。</p>

5 申請までの経過

平成 27 年 7 月、複数の教員から、A を含む 3 名の教授にハラスメントを受けたとする申出があり、使用者は、ハラスメント調査特別委員会を設置するとともに、この件を理由として（嫌疑を受けるような者は適任でないとして）、A の大学院設置準備室室員の委嘱を解除した。

同年 9 月、同教授らは申請組合に駆け込み加入し、6 項目を要求して 2 度の団体交渉が開催されたものの、進展がないとして、A の①委嘱解除の撤回と、②定年退職後の再雇用調整項目を絞り、組合があっせん申請を行った。

【平成 27 年 12 月 31 日現在、係属中である。】

平成 27 年 (調) 第 8 号 (2092 号)

申請年月日	平成 27 年 12 月 22 日	あっせん員指名日	-		
あっせん員	公益委員	-	労働者委員	-	使用者委員
係属日数	- 日		あっせん回数	- 回	
終 結	係属中		終結区分	-	

1 申請者 X労働組合Y支部 (所在地：尼崎市、組合員数：39人)

2 関係当事者

組 合		使 用 者	
名 称	X労働組合Y支部	名 称	Y株式会社
所 在 地	尼崎市	所 在 地	神戸市
組合員数	39人	従業員数	75人
		業 種	道路貨物運送業

3 申請事項

- ① 旅行補助金の併存組合等との差額の支払
- ② 使用者手続怠慢により組合員が逸失した利益の支払
- ③ ①②についての謝罪文の提出

4 労使の主張

組 合	使 用 者
① 旅行補助金の支給について、当労組組合員と併存組合員・非組合員との間に差額が生じており、現在までの差額累積分を支払え。	① 差額累積分については、既に団体交渉で支払うと表明している。
② 会社が本来行うべき共済への加入手続を怠ったことにより、組合員が逸失した利益相当を支払え。	② 組合員からの申請に基づき、未加入期間の不利益を補填する。 なお、過去のことであり、金額が不明な場合は、“妥当な額”を要求してもらって結構だ。
③ 上記のことについて、会社としての謝罪文を出し、正式に謝罪の意を表明せよ。	③ 既に書面により謝罪の意は表明済であるが、新しい謝罪文を提出することはやぶさかではない。

5 申請までの経過

平成20年に、旅行補助金を増額する代わりに、共済から脱退するという使用者提案を、併存組合等は合意し、申請組合は合意しなかった。その後、併存組合の組合員等は、旅行補助金が増額された上に、共済も脱退手続がとられず、継続加入されていた。

さらに、共済に加入しているはずの申請組合の組合員7名の加入手続が行われていなかったことが、平成27年10月、組合が追求して判明した。

労使間で2回の団体交渉を行ったが、使用者は組合が納得できるような謝罪をせず、自主交渉よりも労働委員会での解決を提案するなど不誠実な対応であるとして、組合があっせん申請を行った。

【平成27年12月31日現在、係属中である。】

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	47
1	概況	47
2	不当労働行為事件取扱一覧表	55
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	57
第2	労働組合の資格審査	59
1	概況	59
2	労働組合資格審査取扱一覧表	60

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

平成27年に取り扱った不当労働行為事件は19件であった。そのうち、前年からの繰越しは10件、新規申立ては9件であった。

終結件数は9件で、前年からの繰越しのうち4件、新規申立てのうち6件、合わせて10件が平成28年に繰越しとなった(第1表参照)。

(2) 新規申立事件

平成27年の新規申立件数9件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、1・2・3号事件が3件、2号事件及び1・3号事件が各2件、1・2号事件及び2・3号事件が各1件となっている(第2表参照)。

イ 申立人別では、8件が労働組合による申立て、1件が労働組合及び個人による申立てとなっている。

ウ 地区別では、神戸地区が5件、阪神南地区が2件、阪神北地区及び北播磨地区が各1件となっている(第6表参照)。

エ 業種別では、「貨物運送業」が3件、「製造業」及び「その他」が各2件、「旅客運送業」及び「サービス業」が各1件となっている(第7表参照)。

オ 企業規模別では、「50～99人」及び「100～199人」が各3件、「49人以下」、「300～499人」及び「1,000人以上」が各1件となっている(第8表参照)。

(3) 終結状況

平成27年に終結した9件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越事件が6件、新規申立事件が3件であり、終結区分別では、「命令・決定」が2件、「和解・取下げ」が7件となっている(第9表参照)。

終結率(終結件数の取扱件数に対する割合)は、47パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、「命令・決定」の最長が740日、最短が622日、「和解・取下げ」の最長が358日、最短が35日、総平均が277日となっている(第10表参照)。

(4) 再審査事件

平成27年中に交付された「命令・決定」について、中央労働委員会への再審査の申立てはなかった。

前年から繰り越された1件が終結したので、翌年への繰越件数は2件となった。(第13表参照)。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された3件のうち、平成26年(行ツ)第178号不当労働行為救済申立棄却決定取消請求上告事件及び平成26年(行ヒ)第178号不当労働行為救済申立棄却決定取消請求上告受理申立事件については、平成27年4月10日、上告を棄却し、上告を受理しないとする判決が下された。

平成26年(行コ)第189号不当労働行為救済申立棄却決定取消請求控訴事件については、平成27年7月10日、当委員会の命令のうち申立てを棄却した部分

を取り消すとの一部を認容する判決が下された。これに対して、当委員会は上告を提起し、上告受理申立てを行った。

平成27年に交付された「命令・決定」のうち、平成25年(不)第4号事件命令に対して、申立人及び被申立人から訴えが提起された。

したがって、合計4件が平成28年に繰り越された(第14表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰越し	10	6	4
新規申立て	9	3	6
計	19	9	10

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越し	新規申立て	計
1号(正当な組合活動による不利益取扱い)	—	—	—
2号(団体交渉の拒否)	4	2	6
3号(支配介入)	—	—	—
4号(報復的な不利益取扱い)	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	1	1
1号と3号の複合したもの	1	2	3
2号と3号の複合したもの	1	1	2
1号と2号と3号の複合したもの	3	3	6
1号と2号と3号と4号の複合したもの	1	—	1
計	10	9	19

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	—	—
		賃金等の差別	3	3	6
		仕事上の差別	2	3	5
		配転	3	—	3
		その他	2	4	6
		小計	10	10	20
2号	団体交渉の拒否	9	7	16	
3号	支配介入	組合誹謗	1	1	2
		別組合の育成	—	1	1
		協定不履行	2	2	4
		組合弱体化工作	4	4	8
		脱退強要	2	1	3
		就労拒否	—	1	1
		小計	9	10	19
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	1	—	1	
計		29	27	56	

(注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	3	2	5
配置転換の撤回	3	—	3
不利益取扱いの撤回	4	4	8
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	3	3
団体交渉の応諾	9	7	16
支配介入の禁止	4	3	7
謝罪文の掲示・手交	9	7	16

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	—	—	—	—	—	1	3	—	1	1	4	10
新規申立て	1	—	—	2	4	—	—	—	1	1	—	—	9

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	5	2	1	—	—	2	—	—	—	—	10
新規申立て	5	2	1	—	1	—	—	—	—	—	9

第7表

業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸・郵便			卸売・ 小売	教育・ 学習 支援	医療・ 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰越し	1	—	3	—	2	1	1	2	—	—	10
新規申立て	2	1	3	—	—	—	—	1	—	2	9
計	3	1	6	—	2	1	1	3	—	2	19

第8表

企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰越し	4	3	—	1	2	—	—	10
新規申立て	1	3	3	—	1	—	1	9
計	5	6	3	1	3	—	1	19

第9表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰越し	—	1	1	—	2	2	—	2	4	6
新規申立て	—	—	—	—	—	3	—	—	3	3
計	—	1	1	—	2	5	—	2	7	9

第10表

終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	740	622	681
和解・取下げ	358	35	161
総 平 均	—	—	277

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	終結区分	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平25 (不)4	道路貨物運送業	命令 (一部救済)	回 6	回 3	人 4 (7)	回 -	日 622
8	廃棄物処理業	命令 (棄却)	10	3	6 (12)	-	740
平26 (不)5	教育、学習支援業	取下げ	6	1	1 (1)	-	278
10	食料品製造業	取下げ	2	-	-	-	140
11	水運業	取下げ (関与和解)	1	-	-	-	58
12	社会保険・社会福祉・ 介護事業	取下げ (関与和解)	5	-	-	2	358
平27 (不)1	食料品製造業	取下げ (関与和解)	2	-	-	1	87
6	電子部品・デバイス・電 子回路製造業	取下げ (関与和解)	2	-	-	-	35
7	娯楽業	取下げ (関与和解)	2	-	-	2	171

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平26 (不)7	道路貨物運送業	回 7	回 3	人 7 (14)	回 -	日 505
8	卸売業・小売業	9	1	1 (1)	-	497
9	廃棄物処理業	7	2	2 (4)	-	427
13	販売業・小売業	4	3	2 (4)	-	371

事件番号	業 種 名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平 27 (不) 2	道路貨物運送業	2	—	—	2	254
3	道路旅客運送業	3	—	—	—	246
4	娯楽業	3	—	—	—	238
5	道路貨物運送業	5	—	—	—	227
8	道路貨物運送業	1	—	—	—	112
9	廃棄物処理業	1	—	—	—	87

- (注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。
2 係属日数は、平成 27 年末までの数値である。

第 13 表 再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過
中労委 平 25(不再)第 62, 63 号 (卸売業、小売業)	使用者 25. 9. 10	初審命令の 取消し	係属中 (27. 12. 31 現在)
中労委 平 26(不再)第 54 号 (卸売業、小売業)	労働組合 26. 10. 20	初審命令の 取消し	27. 7. 23 和解認定

第 14 表 行 政 訴 訟 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	提 起 人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
最高裁 平成 26 年(行ツ)第 178 号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告事件 (道路貨物運送業)	労働組合 26. 1. 27	原判決の破棄	27. 4. 10 上告棄却

事件番号 (業種名)	提起人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
最高裁 平成26年(行ヒ)第178号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告受理申立事件 (道路貨物運送業)	労働組合 26.1.27	上告の受理・ 原判決の破棄	27.4.10 上告の不受理
大阪高裁 平成26年(行コ)第189号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求控訴事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 26.11.26	原判決の取消し	27.7.10 一部認容 (労働委員会の申立 棄却命令部分を取り 消す)
最高裁 平成27年(行ツ)第417号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告事件 (道路貨物運送業)	県労委 27.7.27	原判決の一部 破棄	係属中 (27.12.31現在)
最高裁 平成27(行ヒ)第454号 不当労働行為救済申立棄却決定 取消請求上告受理申立事件 (道路貨物運送業)	県労委 27.7.27	上告の受理・ 原判決の一部 破棄	係属中 (27.12.31現在)
神戸地裁 平成27年(行ウ)第39号 不当労働行為救済命令一部取消 請求事件 (道路貨物運送業)	使用者 27.6.9	県労委命令の 一部取消	係属中 (27.12.31現在)
神戸地裁 平成27年(行ウ)第50号 不当労働行為救済申立棄却命令 一部取消請求事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 27.8.18	県労委命令の 一部取消	係属中 (27.12.31現在)

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	業種名	第7条 該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平25 (不) 4	道路貨物運送業	1・3	組合 個人	25. 8. 28	不利益取扱 支配介入	27. 5. 11	命令 (一部救済)	神戸市
8	廃棄物処理業	1・2・3	組合	25. 12. 16	不利益取扱 団交拒否 支配介入	27. 12. 25	命令 (棄却)	尼崎市
平26 (不) 5	教育、学習支援業	2・3	組合	26. 7. 14	団交拒否	27. 4. 17	取下げ	姫路市
7	道路貨物運送業	1・2・3	組合	26. 8. 14	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
8	卸売業・小売業	2	組合	26. 8. 22	団交拒否			姫路市
9	廃棄物処理業	1・2・3	組合	26. 10. 31	団交拒否			尼崎市
10	食料品製造業	2	組合	26. 11. 28	団交拒否	27. 4. 16	取下げ	神戸市
11	水運業	2	組合	26. 12. 25	団交拒否	27. 2. 20	取下げ (関与和解)	神戸市
12	社会保険・社会福祉・介護事業	1・2・3・ 4	組合	26. 12. 25	不利益取扱 団交拒否 支配介入 報復の不利益取扱	27. 12. 17	取下げ (関与和解)	宝塚市
13	販売業・小売業	2	組合	26. 12. 26	団交拒否			神戸市
平27 (不) 1	食料品製造業	1・3	組合	27. 1. 26	不利益取扱 支配介入	27. 4. 22	取下げ (関与和解)	尼崎市
2	道路貨物運送業	1・2・3	組合 個人	27. 4. 22	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
3	道路旅客運送業	1・3	組合	27. 4. 30	不利益取扱 支配介入			宝塚市

事件 番号	業 種 名	第 7 条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平27 (不) 4	娯楽業	2・3	組合	27. 5. 8	団交拒否 支配介入			神戸市
5	道路貨物運送業	1・2・3	組合	27. 5. 19	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
6	電子部品・デバイ ス・電子回路製造 業	2	組合	27. 5. 19	団交拒否	27. 6. 22	取下げ (関与和解)	西脇市
7	娯楽業	2	組合	27. 5. 26	団交拒否	27. 11. 12	取下げ (関与和解)	神戸市
8	道路貨物運送業	1・2	組合	27. 9. 11	不利益取扱 団交拒否			神戸市
9	廃棄物処理業	1・2・3	組合	27. 10. 6	不利益取扱 団交拒否 支配介入			尼崎市
計		19 件						

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、平成28年における審査の期間の目標及び平成27年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成28年における審査の期間の目標

当委員会は、平成28年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ 標準的な事件 1年

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 平成27年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	5件	5件	0件
標準的な事件	14	4	10
特に複雑な事件	0	0	0
計	19	9	10

イ 審査期間の状況（平成27年中に終結した事件）

(7) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	— 日	— 日	— 日
和 解 ・ 取 下 げ	278	35	136
総 平 均	—	—	136 (約4月)

(イ) 標準的な事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	740日	622日	681日
和解・取下げ	358	87	223
総平均	—	—	452 (約1年3月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成27年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	備考
平成25年 (不)第4号事件	命令 (一部救済)	622日	6回	3回	0回	4人 (7)	標準
平成25年 (不)第8号事件	命令 (棄却)	740日	10回	3回	0回	6人 (11)	標準
平成26年 (不)第5号事件	取下げ	278日	6回	1回	0回	1人 (1)	団交拒否
平成26年 (不)第10号事件	取下げ	140日	2回	0回	0回	0人 (0)	団交拒否
平成26年 (不)第11号事件	取下げ (関与和解)	58日	1回	0回	0回	0人 (0)	団交拒否
平成26年 (不)第12号事件	取下げ (関与和解)	358日	5回	0回	2回	0人 (0)	標準
平成27年 (不)第1号事件	取下げ (関与和解)	87日	2回	0回	1回	0人 (0)	標準
平成27年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	35日	2回	0回	0回	0人 (0)	団交拒否
平成27年 (不)第7号事件	取下げ (関与和解)	171日	2回	0回	2回	0人 (0)	団交拒否

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」は単純な団体交渉拒否事件を、「標準」は標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成27年に取り扱った労働組合の資格審査は34件で、その内訳は、前年からの繰越しが10件、新規申請が24件であった。新規申請の理由別内訳は、不当労働行為が9件、委員推薦が14件、法人登記が1件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に24件（適合決定15件、打切り7件、取下げ2件）が終了したので、10件が平成28年に繰越しとなった（第2表参照）。

適合決定された15件（委員推薦12件、不当労働行為2件、法人登記1件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 し	—	10	—	—	10
新 規 申 請	14	9	1	—	24
計	14	19	1	—	34

第2表 申請理由別、終了区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数	14	19	1	—	34
終 結 件 数	打 切 り	—	7	—	7
	取 下 げ	2	—	—	2
	適 合 決 定	12	2	1	15
	不 適 合 決 定	—	—	—	—
	計	14	9	1	—
翌年への繰越件数	—	10	—	—	10

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	12	2	1	—	15
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘 下 組合の 規 約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の計は、補正件数の計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事 件 番 号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成 25 年 (資) 第 18 号事件	31	25. 8. 28	不	27. 5. 11	適合
平成 25 年 (資) 第 22 号事件	約 700	25. 12. 16	不	27. 12. 24	適合
平成 26 年 (資) 第 6 号事件	950	26. 7. 14	不	27. 4. 17	打切り
平成 26 年 (資) 第 8 号事件	30	26. 8. 14	不		
平成 26 年 (資) 第 9 号事件	375	26. 8. 22	不		
平成 26 年 (資) 第 10 号事件	446	26. 10. 31	不		
平成 26 年 (資) 第 16 号事件	446	26. 11. 28	不	27. 4. 16	打切り
平成 26 年 (資) 第 17 号事件	3	26. 12. 25	不	27. 2. 20	打切り
平成 26 年 (資) 第 18 号事件	130	26. 12. 25	不	27. 12. 17	打切り
平成 26 年 (資) 第 19 号事件	431	26. 12. 26	不		

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 27 年 (資) 第 1 号事件	360	27. 1. 26	不	27. 4. 22	打切り
平成 27 年 (資) 第 2 号事件	38	27. 4. 22	不		
平成 27 年 (資) 第 3 号事件	425	27. 4. 30	不		
平成 27 年 (資) 第 4 号事件	8	27. 5. 8	不		
平成 27 年 (資) 第 5 号事件	425	27. 5. 12	委	27. 5. 28	適合
平成 27 年 (資) 第 6 号事件	100	27. 5. 25	不		
平成 27 年 (資) 第 7 号事件	24	27. 5. 19	不	27. 6. 22	打切り
平成 27 年 (資) 第 8 号事件	120	27. 5. 25	委	27. 6. 19	適合
平成 27 年 (資) 第 9 号事件	350	27. 5. 26	不	27. 11. 12	打切り
平成 27 年 (資) 第 10 号事件	3, 848	27. 5. 27	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 11 号事件	133	27. 5. 27	委	27. 6. 11	取下げ
平成 27 年 (資) 第 12 号事件	286	27. 5. 28	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 13 号事件	899	27. 5. 28	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 14 号事件	223	27. 5. 28	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 15 号事件	184	27. 5. 28	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 16 号事件	1, 627	27. 5. 29	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 17 号事件	98	27. 5. 29	委	27. 6. 9	適合
平成 27 年 (資) 第 18 号事件	40, 236	27. 6. 4	委	27. 6. 19	取下げ
平成 27 年 (資) 第 19 号事件	383	27. 6. 15	委	27. 6. 25	適合

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 27 年 (資) 第 20 号事件	8	27. 6. 19	委	27. 6. 25	適合
平成 27 年 (資) 第 21 号事件	850	27. 6. 23	委	27. 6. 25	適合
平成 27 年 (資) 第 22 号事件	117	27. 9. 11	不		
平成 27 年 (資) 第 23 号事件	563	27. 9. 14	法	27. 9. 24	適合
平成 27 年 (資) 第 24 号事件	389	27. 10. 6	不		
計	34 件				

(注) 「係属」の「事由」欄の「委」は「委員推薦」を、「不」は「不当労働行為」、
「法」は「法人登記」を示す。